

児童家庭課から各種手当のご案内

ひとり親家庭のみなさまへ ～「児童扶養手当」のご案内～

- ◆ 父母の離婚などにより「父（又は母）と生活を共にしていない児童」や「父（又は母）が重度の障がいの状態にある児童」を養育している母（又は父）、父母に代わって児童を養育している人に対し、児童の福祉の増進を図るために支給される手当です。
- ◆ 平成26年12月以降「児童扶養手当法」の一部改正により、受給者の年金額が児童扶養手当額より低い方は、その差額分の児童扶養手当を受給できるようになりました。
※年金の種類：遺族年金・障害年金・老齢年金・労災年金・遺族補償など
- ◆ 児童が18歳に達した日以降の最初の3月31日まで受給資格があります。（児童が心身に法律で定める程度の障がいがある場合は、20歳の誕生日前日まで資格があります。）

- ◆ 手当の月額（平成27年4月1日現在）
子ども1人の場合 9,910円～42,000円
子ども2人以上の加算額 2人目：5,000円
3人目以降1人につき：3,000円

※手当額は、前年の所得に応じて決まります。（所得制限あり）
※原則として、支給開始から5年経過した後は、受給者が仕事をしていることが手当を全額受け取るための条件となります。

- ◆ 受給するためには、事前に相談後、申請手続きを行い、市の審査を経て、認定を受ける必要があります。詳細は児童家庭課までお問合せください。

<お問合せ先> 児童家庭課 電話：0980-82-1704

障がいのある児童を育てていらっしゃるみなさまへ ～「特別児童扶養手当」のご案内～

- ◆ 身体（内部疾患を含む）や精神に障がいがある、20歳未満の児童を養育・監護している父母又は養育者に対し、支給される手当です。
- ◆ 受給するためには、申請手続きを行い、県の審査を経て、県知事の認定を受ける必要があります。詳細は児童家庭課までお問合せください。

- ◆ 手当の額（平成27年4月1日現在）

区分	支給額
1級該当の児童1人につき	月額51,100円
2級該当の児童1人につき	月額34,030円

※受給者と同居の扶養義務者には所得制限があります。

<お問合せ先> 児童家庭課 電話：0980-82-1704

児童手当現況届 及び 子育て世帯臨時特例給付金申請のお知らせ

児童手当受給者の皆様へ

児童手当を受給されている方について、毎年6月1日以降引き続き受給可能かどうか、住所・養育状況等を確認する届出です。また、子育て世帯臨時特例給付金の申請も同時に受付しますので、期間内に提出してください。

○ 受付期間	【現況届】 平成27年6月4日（木）～6月30日（火） ※土・日・祝日除く。ただし、6月21日（日）は受付します。 【特例給付金申請】平成27年6月4日（木）～9月4日（金）
○ 受付時間	午前8：30～午後5：15（お昼休みも行います）
○ 提出先	石垣市役所 児童家庭課（公務員の方・・・現況届は勤務先へ）
○ 持参するもの	① 現況届用紙 ② 子育て世帯臨時特例給付金申請書（公務員の方は、勤務先より受取り、市役所へ提出してください。） ③ 印鑑（シャチハタ印不可） ④ 受給者の保険証 ・石垣市国民健康保険に加入の方は原本をご持参ください。 ・上記以外の方はあらかじめ受給者の保険証をコピーしてご持参ください。 ⑤ 養育している18歳未満の子が石垣市以外にお住まいの方は、子の属する世帯の住民票謄本（世帯全員が記載されている、続柄、本籍地等省略がないものを子の住所地より取り寄せてください） ⑥ 平成27年1月1日以降に石垣市に転入した方は、次の方の平成27年度所得・課税証明書（前住所地の市町村より取り寄せてください） ・受給者分（平成27年1月1日以降に転入した方全員） ・受給者の配偶者分（配偶者が受給者の扶養親族になっていない場合）

※ 6月中に石垣市以外へ転出する場合でも、石垣市で現況届の提出が必要です。

※ 公務員の方は、②、③及び身分証明のできるものをお持ちください。

<お問合せ先> 石垣市役所 児童家庭課 児童福祉係 電話：0980-82-1704